

(電子メール施行)
教体第1493号
令和3年9月29日

県立学校長 様

教 育 長

緊急事態宣言解除後の学校運営について

昨日、本県に8月20日に発出されていた緊急事態宣言が本月末をもって解除されることとなりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の変異株は若者への感染力が強く、学校においても感染や濃厚接種となった児童生徒・教職員に対して適切に対応いただきました。様々な制限がある中、授業や学校行事の工夫に加え、部活動の原則休止等を踏まえた児童生徒の心身のケアなど、学校運営に配慮いただき改めて感謝申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言は解除されたものの、感染が収束したわけではありません。第6波も想定されるなど、引き続き、別添の対処方針を基本に、感染防止にはご尽力願います。

また、教職員の皆様には、昨年からのコロナ禍による緊張の連続で、ストレスや体調不良が懸念されますので、気分転換につながる健康維持活動に参加する等、心身の健康管理に留意するよう周知願います。